# 電気通信番号規則 （令和元年総務省令第四号）

## 第一章　総則

#### 第一条（目的）

この省令は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第二章第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する事項を定めることを目的とする。

#### 第二条（定義）

この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

## 第二章　電気通信番号使用計画の認定手続

#### 第三条（電気通信番号使用計画の認定の単位）

法第五十条の二第一項の認定は、電気通信番号の別によらず、電気通信事業者ごとに行う。

#### 第四条（電気通信番号使用計画の記載事項）

法第五十条の二第一項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

###### 一

電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

###### 二

電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

###### 三

利用者設備識別番号の管理に関する事項（利用者設備識別番号を使用する場合であって、付番をしない場合に限る。）

###### 四

事業者設備等識別番号（利用者設備識別番号以外の電気通信番号をいう。以下同じ。）を使用する場合は、次に掲げる事項

###### 五

その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

#### 第五条（電気通信番号使用計画の認定の申請）

法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。

##### ２

前項の電気通信番号使用計画は、別表に掲げる電気通信番号の種別ごとに作成するものとする。

##### ３

法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

###### 一

新たに利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、その利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠を記載した書類

###### 二

新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合であって、特定の電気通信番号の指定を希望する場合は、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類

#### 第六条（電気通信番号使用計画の認定の基準）

法第五十条の四第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

###### 一

利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供のために必要であり、かつ合理的なものであること。

###### 二

固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。

###### 三

法第五十条の二第一項第二号イに掲げる事項が、利用者に対する公平性を確保し、かつ効率的な利用者設備識別番号の使用を確保するものであること。

###### 四

卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合は、法第五十条の二第一項第二号ロに掲げる事項若しくは第四条第三号に定める事項又は同条第四号ロに定める事項が、卸電気通信役務の提供において使用する電気通信番号の管理を行うために適切なものであること。

#### 第七条（認定証の交付等）

総務大臣は、法第五十条の四の規定により、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

##### ２

前項の場合において、利用者設備識別番号の指定をしたときは、認定証の交付に併せて当該利用者設備識別番号を通知する。

#### 第八条（事業者設備等識別番号の指定）

総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十一の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

##### ２

利用者設備識別番号（別表第九号に掲げるＩＭＳＩを除く。）の指定を受けている電気通信事業者は、プレフィックス（電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定めるプレフィックスをいう。）の指定を受けているものとみなす。

## 第三章　電気通信番号使用計画の認定後の手続

#### 第九条（変更の認定の申請）

法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

##### ２

第五条第二項の規定は、前項の規定による電気通信番号使用計画に準用する。

##### ３

法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

###### 一

第五条第三項各号に定める書類

###### 二

指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類

#### 第十条（変更の認定）

第六条から第八条までの規定は、法第五十条の六第一項の規定により変更の認定を受けようとする場合に準用する。

#### 第十一条（軽微な変更）

法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

###### 一

指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含み、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

###### 二

電気通信役務の提供の開始の日の繰上げ

###### 三

電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしている場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少（当該取決めの内容に変更がない場合に限る。）

###### 四

電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、総合品質の変更（総合品質を劣化させることとなる場合を除く。）

###### 五

別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号を使用して電気通信役務の内容を識別している場合であって、当該付加的役務識別番号の四桁目以降によりその識別する電気通信役務の内容を細分しているときにおける当該細分している事項の変更（新たに付加的役務識別番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

#### 第十二条（軽微な変更の届出等）

電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

##### ２

法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第四の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成したもののうち、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

##### ３

法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出をしようとする者は、様式第五の届出書を提出しなければならない。

##### ４

前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定及び法第五十条の六第一項の変更認定に係る認定証を総務大臣に返納しなければならない。

##### ５

現に作成している電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したとき（法第五十条の六第一項の変更の認定を受ける場合を除く。）は、前条第一号の軽微な変更として、第二項の規定を準用する。

#### 第十三条（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第五十条の十第一号に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下この条において同じ。）があった場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

##### ２

第一項の場合において、利用者設備識別番号の指定の失効等があったときは、番号管理事業者は、当該指定の失効等があった日から起算して三十日を経過する日までの間は、当該利用者設備識別番号について法第五十条の二第一項の指定を受けているものとみなす。

##### ３

総務大臣は、第一項の届出があった場合は、速やかに番号管理事業者にその旨を通知することとする。

##### ４

総務大臣から前項の通知を受けた番号管理事業者が、利用者設備識別番号の管理の引継ぎに同意しない場合は、第二項の規定は適用しない。

##### ５

前四項の規定にかかわらず、利用者設備識別番号の指定の失効等があった場合であって、当該指定を受けていた電気通信事業者以外の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号を番号ポータビリティにより使用しているときは、その失効等があった日から起算して三十日を経過する日までの間（その期間内に当該利用者設備識別番号が新たに指定された場合は、当該指定された日までの間）は、当該番号ポータビリティにより使用している利用者設備識別番号は、従前の例により使用することができる。

#### 第十四条（事業者設備等識別番号の取消し等）

総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、法第五十条の八の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があったときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

##### ２

総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

#### 第十五条（使用期限を超過した電気通信番号）

電気通信番号（電気通信番号計画において使用の期限が記載されたものに限る。）の指定は、当該使用の期限を超えた場合は、その効力を失うものとする。

##### ２

前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。

## 第四章　雑則

#### 第十六条（公示）

法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものを除く。）の公示は、官報で告示することによって行う。

##### ２

法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものに限る。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

#### 第十七条（書類の提出）

この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、電気通信事業者の業務区域（その業務区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域にわたる場合は、その主たる区域）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

#### 第十八条（電磁的方法による提出）

この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

##### ２

前項の規定により書類の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 第二条（電気通信番号規則の廃止）

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

#### 第三条（経過措置）

改正法附則第三条第二項の規定により電気通信番号を従前の例により引き続き使用する者が法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けたときは、当該者は、当該電気通信番号（当該指定を受けたものに限る。）について旧規則第十八条の規定に基づく届出をしたものとみなす。

# 附　則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年一一月一九日総務省令第一〇三号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月一九日総務省令第二三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

改正法の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は同法第十六条第一項の届出をしている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第二項又は第九条第二項に掲げる事項に変更があったものとみなして、改正法による改正後の電気通信事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

##### ２

新施行規則様式第三十八の二については、当分の間、なお従前の例による。